

(別表 2) 特定地域型保育事業所

(1) 延長時間、延長保育事業の区分及び対象児童（支給要綱第 3 条）

① 事業実施者の延長時間は次のとおりとする。

認定区分	延長時間
標準時間認定	11 時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで
短時間認定	8時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前 11 時頃から午後 10 時頃まで

② また、事業における延長保育時間の考え方（延長区分）及び対象児童は次のとおりとする。

延長時間区分	延長時間	対象児童(認定区分)	
		標準時間	短時間
30 分延長	15 分以上 30 分まで	○	—
1 時間延長	30 分を超え、1 時間 30 分まで	○	○
2 時間延長	1 時間 30 分を超え、2 時間 30 分まで	○	○
3 時間延長	2 時間 30 分を超える時間	○	○

③ 事業の対象児童は、次のとおりとする。

標準時間認定及び短時間認定ともに、平均対象児童数が 1 人以上であること。

(2) 職員の配置（支給要綱第 4 条）

基準配置及び各対象施設における必要職員数等は次のとおりとする。

対象児童の年齢区分	必要職員数(※)	対象施設
乳児	概ね 3 人につき 1 名以上	①事業所内保育事業(定員 20 人以上) ②小規模保育事業(A型) 及び事業所内保育事業(A型) 【注】 ③小規模保育事業(B型) 及び事業所内保育事業(B型) ④小規模保育事業(C型) 及び事業所内保育事業(C型) ⑤家庭的保育事業については「(※)必要職員数」を参照
満 1 歳以上満 3 歳未満	概ね 6 人につき 1 名以上	
満 3 歳以上満 4 歳未満	概ね 20 人につき 1 名以上	
満 4 歳以上	概ね 30 人につき 1 名以上	

必要に応じて適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

また、4 時間以上の延長保育を行う地域型においては、うち 1 名を常勤職員とすること。

(※) 必要職員数

①事業所内保育事業 (定員 20 人以上)	・保育士を、基準配置により配置すること。 ・保育士の数は 2 名を下ることができないが、保育士 1 名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を 1 名しか置くことができない場合には、もう 1 名は保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有する認める者とすることができる。 ・なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士 1 人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士 1 人としてすることができる。
②小規模保育事業 (A 型) 事業所内保育事業 (A 型：定員 19 人以下)	・保育士を、基準配置により配置すること。 ・保育士の数は 2 名を下ることができないが、保育士 1 名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を 1 名しか置くことができない場合には、もう 1 名は市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者とすることができる。
③小規模保育事業 (B 型) 事業所内保育事業 (B 型：定員 19 人以下)	・保育士その他保育従事者（市町村長が行う研修、又は市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者）を、基準配置により配置すること。 ただし、そのうち保育士を 1/2 以上とすること。 なお、保育士その他の保育従事者の数は 2 名を下ることはできない。
④小規模保育事業 (C 型)	・「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める、小規模保育事業 C 型の保育従事者の基準配置のとおり、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
⑤家庭的保育事業	・家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(3) 利用料（支給要綱第 5 条）

実施施設の標準利用料は、次のとおりとする。

延長時間区分	月額		日額
	通常	一部減免する場合	
1 時間延長以下	2,900 円	1,000 円	300 円
2 時間延長	5,900 円	2,000 円	600 円
3 時間延長以上	6,800 円	2,300 円	700 円

(4) 支援費（支給要綱第 13 条）

支援費は次の①、②及び③により算出した金額の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

「ア 基本分」に「イ 土曜日未実施減額」を加えた額とする。ただし、年度途中から事業を開始する事業者にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

ア 基本分（1 施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均：1 人以上）			
	小規模 A 型 小規模 B 型 小規模 C 型	事業所内 A 型 事業所内 B 型 (利用定員 19 人以下)	事業所内保育事業 (利用定員 20 人以上)	家庭的 保育事業
30 分延長	600,000 円	552,000 円	552,000 円	314,000 円
1 時間延長	1,338,000 円	1,231,000 円	1,553,000 円	589,000 円
2 時間延長	1,440,000 円	1,307,000 円	2,206,000 円	858,000 円
3 時間延長	1,662,000 円	1,529,000 円	2,428,000 円	1,057,000 円

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間について、平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間区分に掲げる額の合計した額とする。

※ 基本分の平均対象児童数の算定方法は次のとおりとし、複数の延長時間区分の平均対象児童数が 1 人以上となる場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

30 分延長には、1 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

※ いずれの延長時間区分の平均対象児童数も 1 人に満たない場合は、30 分延長の区分に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

なお、平成 27 年度以前より本市委託事業として保育ママ事業又は小規模保育事業を実施していた場合で、平成 27 年度に認可事業として認可を受ける際に、食事の提供について、自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法とする経過措置の適用を受けている施設については、経過措置が適用されている期間に限り、次表により算定するものとする。

延長時間区分	平均対象児童数（年平均：1 人以上）	
	小規模保育事業 C 型 〔食事の提供にかかる〕 経過措置適用事業者	家庭的保育事業 〔食事の提供にかかる〕 経過措置適用事業者
30 分延長	600,000 円	306,000 円
1 時間延長	1,291,000 円	574,000 円
2 時間延長	1,389,000 円	783,000 円
3 時間延長	1,507,000 円	1,005,000 円

イ 土曜日未実施減額（1事業者あたり年額）

土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を11時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

種類	適用要件	算定基準額
小規模保育事業A型	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が600,000円 又は0円の区分の適用となる施設を除く	▲135,000円
小規模保育事業B型		▲121,000円
小規模保育事業C型		▲118,000円
事業所内保育事業A型 (利用定員19人以下)	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が552,000円 又は0円区分の適用となる施設を除く	▲124,000円
事業所内保育事業B型 (利用定員19人以下)		▲111,000円
事業所内保育事業 (利用定員20人以上)		▲124,000円
家庭的保育事業	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が314,000円 又は0円の区分の適用となる施設を除く	▲51,000円

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が1人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。

また、各施設が設定した8時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が1時間30分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が1人以上いる場合は、前後を合算し1事業として3時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りににより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りににより算出する。なお、月割りにについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童1人あたり月額により算出）とする。

※ 短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

小規模保育事業（短時間認定在籍児童１人あたり）

延長時間区分	A型・B型		C型	
	年 額	月 額	年 額	月 額
1 時間延長	13, 100 円	1, 000 円	16, 600 円	1, 300 円
2 時間延長	26, 200 円	2, 100 円	33, 200 円	2, 700 円
3 時間延長	39, 300 円	3, 200 円	49, 800 円	4, 100 円

事業所内保育事業（短時間認定在籍児童１人あたり）

延長時間区分	A型・B型（19 人以下）		20 人以上	
	年 額	月 額	年 額	月 額
1 時間延長	12, 100 円	1, 000 円	18, 800 円	1, 500 円
2 時間延長	24, 200 円	2, 000 円	37, 600 円	3, 100 円
3 時間延長	36, 300 円	3, 000 円	56, 400 円	4, 700 円

家庭的保育事業（短時間認定在籍児童１人あたり）

延長時間区分	年 額	月 額
1 時間延長	83, 200 円	6, 900 円
2 時間延長	166, 400 円	13, 800 円
3 時間延長	249, 600 円	20, 800 円

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下「第１階層」という。）及び市町村民税が非課税世帯（以下「第２階層」という。）のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみを地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童１人につき、（３）に定める標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第２階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯（以下「第②階層」という。）については、延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童１人につき、（３）に定める標準利用料もしくは実施事業者で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、（３）に定める標準利用料と第②階層の標準利用料との差額を限度とし、延長保育料の設定を「日額」等で設定している場合においても、減免による加算限度額（月額）は下表の金額とする。

延長時間区分	減免による加算限度額（月額）	
	第１階層・第２階層	第②階層
1 時間延長以下	2, 900 円	1, 900 円
2 時間延長	5, 900 円	3, 900 円
3 時間延長	6, 800 円	4, 500 円

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

事業実施者が利用の申し込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明又は運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録児童台帳（様式第 18—1 号及び 18—2 号）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。